

従業員のみならず、労働法令・施策などを分かりやすくお伝えします！

【発行：一般社団法人 理美容業共同経営支援協会】

「労災保険」の対象になるのは、どのような時？

今回は、労災保険（労働者災害補償保険）について、具体的にどのような要件を満たせば労災保険の対象になるか、「業務災害」「通勤災害」に分けて確認していきましょう。

なお「業務災害」「通勤災害」の他にも、労災保険には、**複数事業労働者の2以上の事業の業務を要因とする傷病等として「複数業務要因災害」**もあります（詳しくは、厚労省ホームページ「労災保険給付の概要」をご覧ください）。

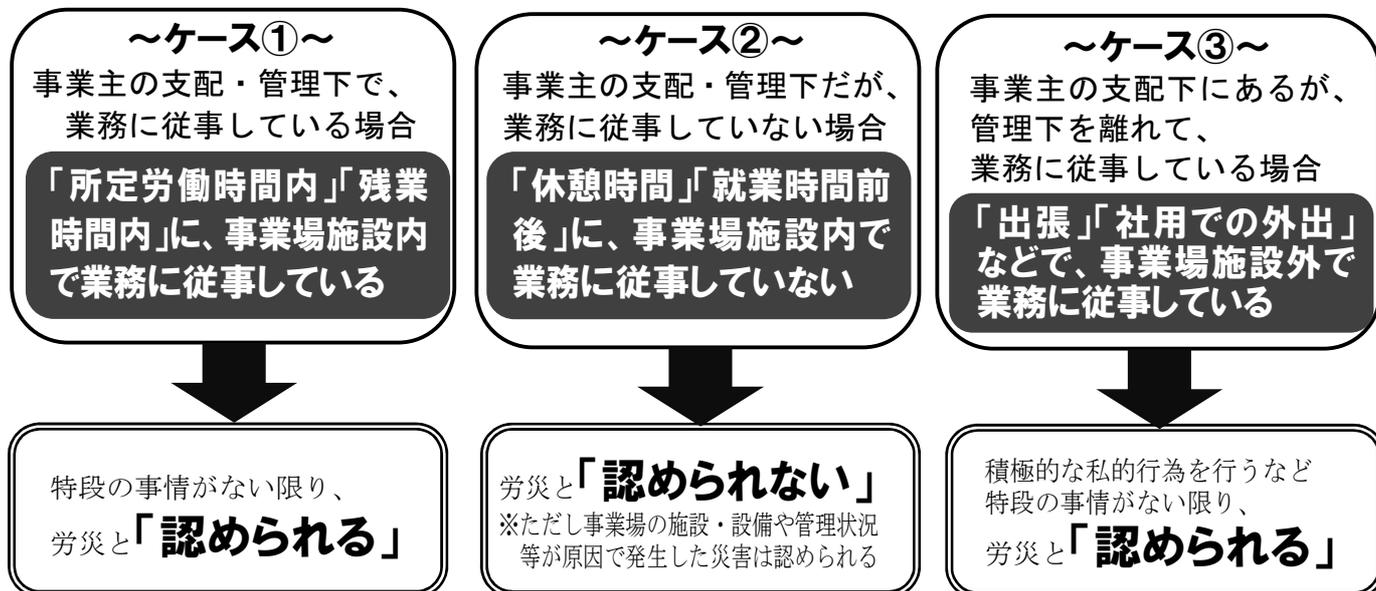
●業務災害

業務災害とは、労働者が業務を原因として負った負傷、疾病、障害または死亡をいいます。業務と傷病との間に一定の因果関係があることを「業務上」と呼んでいます。

「A.業務上の負傷」「B.業務上の疾病」の2つの内容を確認します。

A.業務上の「負傷」

業務上の負傷が「労災」に認定されるかについて、以下の3つのケースに分けて考えます。



B.業務上の「疾病」

業務との間に相当因果関係が認められる疾病についても「労災」の対象となります。

業務上疾病とは、労働者が事業主の支配下にある状態において発症した疾病ではなく、**事業主の支配下にある状態において有害因子にさらされたことによって発症した疾病**をいいます。一般的に、労働者に発症した疾病について、**以下の3要件が満たされた場合には、原則として認定**されます。

要件① 労働の場に有害因子が存在していること

業務に内在する有害な物理的因子、化学物質、身体に過度の負担のかかる作業、病原体等の諸因子を指します。

要件② 健康障害を起こしうるほどの有害因子にさらされたこと

健康障害は、有害因子にさらされることによって起こりますが、その健康障害を起こすに足りる有害因子の量、期間にさらされたことが認められなければなりません。

要件③ 発症の経過および病態が医学的にみて妥当であること

業務上疾病は、労働者が業務に内在する有害因子に接触することによって起こるものであることから、少なくともその有害因子にさらされた後に発症したものでなければなりません。

しかし、業務上疾病の中には、有害因子にさらされた後、短期間で発症するものもあれば、相当長期間の潜伏期間を経て発症するものもあり、発症の時期は有害因子の性質や接触条件などによって異なります。したがって、**発症の時期は、有害因子にさらされている間またはその直後のみに限定されるものではありません。**

●通勤災害

通勤災害とは、通勤によって労働者が被った傷病等をいい、以下の4要件が満たされた場合に認定されます。

要件① 通勤が、就業に関し^(※1)、以下のア～ウのいずれかに該当するもの

- ア 「住居^(※2)」と「就業の場所^(※3)」との間の往復
- イ 「就業の場所」から「他の就業の場所」への移動
- ウ 「単身赴任先住居」と「帰省先住居」との間の移動

解説

※1 「就業に関し」とは

通勤は、その移動が業務と密接な関連をもって行われなければなりません。

したがって、上記「ア」または「イ」の移動の場合、災害当日に就業することとなっていたこと、または現実に就業していたことが必要です。このとき、遅刻やラッシュを避けるための早出など、通常の出勤時刻とある程度の前後があっても就業との関連性は認められます。

また、「ウ」の移動の場合、原則として、就業日とその前日または翌日までに行われるものになります。

※2 「住居」とは

「住居」とは、労働者が居住している家屋などの場所で、本人の就業のための拠点となることです。

したがって、就業の必要上、労働者が家族の住む場所とは別に就業の場所の近くにアパートを借り、そこから通勤している場合には、そこが住居となります。また、通常は家族のいるところから通勤しており、天災などにより、やむを得ず会社近くのホテルに泊まる場合には、そのホテルが住居となります。

※3 「就業の場所」とは

「就業の場所」とは、業務を開始し、または終了する場所をいいます。

一般的には、会社や工場などをいいますが、外勤業務に従事する労働者で、特定区域を担当し、区域内にある数か所の用務先を受け持って自宅との間を往復している場合には、自宅を出てから最初の用務先が業務開始の場所となり、最後の用務場所が業務終了の場所となります。

要件② 通勤が「合理的な経路及び方法」である

「合理的な経路及び方法」とは、移動を行う場合、一般に労働者が用いると認められる経路及び方法です。

「合理的な経路」については、通勤のために通常利用する経路が、複数ある場合、それらの経路はいずれも合理的な経路となります。また、当日の交通事情により迂回した経路など、通勤のためにやむを得ず通る経路も合理的な経路となります。しかし、合理的な理由もなく、著しく遠回りとなる経路をとる場合は、合理的な経路とはなりません。

「合理的な方法」については、通常用いられる交通方法（鉄道、バスなどの公共交通機関を利用、自動車、自転車などを本来の用法に従って使用、徒歩など）は、平常用いているかどうかに関わらず合理的な方法となります。

要件③ 通勤が「業務の性質を有するものではない」こと

事業主の提供する専用交通機関を利用して出退勤する場合、緊急用務のため休日に呼び出しを受けて出勤する場合などの移動による災害は、「通勤災害」ではなく「業務災害」となります。

要件④ 通勤が「往復の経路を逸脱し、または中断した場合ではない」こと(例外あり)

「逸脱」とは、通勤の途中で就業や通勤と関係ない目的で合理的な経路をそれることです。

「中断」とは、通勤の経路上で通勤と関係ない行為を行うことをいいます。

したがって、通勤の途中で映画館に入る場合、飲酒する場合などは通勤と認定されません。しかし、通勤の途中で経路近くの公衆トイレを使用する場合や経路上の店でタバコやジュースを購入する場合などの「ささいな行為」を行う場合には、「逸脱」「中断」とはなりません。

また、「日用品の購入」「職業訓練受講」「診察・治療」「父母などの介護」などで、厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合には、「逸脱」または「中断」の間を除き、合理的な経路に復した後は再び通勤となります。